

(公印省略)
介高第924-22号
令和5年5月19日

各特別養護老人ホーム施設長
各介護老人保健施設管理者
各介護療養型医療施設管理者
各介護医療院管理者
各居宅サービス事業所管理者

様

群馬県健康福祉部介護高齢課長 窪田 智佳子

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な
取扱い（群馬県所管の施設等における取扱い）について

標記の取扱いは、令和2年2月17日付け厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（以下、「事務連絡①」という）の1-(7)「サービス事業所等が被災したことにより、一時的に指定等基準や介護報酬の算定要件に係る人員基準を満たすことができなくなる場合」について、群馬県が所管する介護保険施設及び事業所に係る柔軟な取扱いを定めたものです。（別紙参照）

このたび、令和5年5月1日付け厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」（以下、「事務連絡②」という）を受け、引き続き、別紙の取扱いを令和5年6月以降も当面の間延長することを決定しましたので通知します。今後、取扱いを変更・終了する場合は、改めて御連絡いたします。

なお、「事務連絡①の1-(7)」については、事務連絡②において、感染症法上の位置づけ変更後は、「利用者や従事者（同居する家族を含む）に新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）が発生した場合において、柔軟な取扱いを継続する。」と修正されたため、群馬県の取扱いについても一部改正しましたので、御承知おきください。

また、事務連絡②において、これまで発出されたすべての「人員基準等に関する臨時的な取扱い」について、位置づけ変更後の取扱いが示されています。臨時的な取扱いの適用は、介護保険事業の健全かつ円滑な運営のため、感染者の発生等により、通常必要なサービスの提供に影響があった場合に厳に限るよう御留意いただき、適切な運用をお願いいたします。

※市町村や他県が所管する事業所における取扱いについては、各自治体に必ずお問い合わせください。

事務担当 福祉施設係（電話：027-226-2569） 保健・居住施設係（電話：027-226-2566） 居宅サービス係（電話：027-226-2575）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の 人員基準等の臨時的な取扱いについて

令和2年2月17日付け厚生労働省から事務連絡のあった標記の件につきまして、「一時的に指定等基準や介護報酬の算定要件に係る人員基準を満たすことができなくなる場合」について、下記のとおり群馬県所管施設・事業所における取扱いを定めましたので、御留意ください。

なお、感染症法上の位置づけ変更後は、「利用者や従事者（同居する家族を含む）に新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）が発生した場合」において、柔軟な取扱いを適用するものとします。

※群馬県所管以外の施設・事業者については、各自治体に御確認をお願いします。

1 各サービス共通

(1) 人員基準欠如（夜勤職員配置基準は除く）

利用者の処遇に配慮した上で、次のいずれも満たす場合は、介護報酬の請求上は人員基準欠如とみなさない。

- ① 当初予定していた勤務体制では、基準を満たしていた。
- ② ~~新型コロナウイルス感染症に係る対応（子どもの世話のための休暇を含む）~~のため、当初予定していた勤務体制が維持できず、結果として、基準を満たせなかった。
- ③②について理由を記録の上、後日、確認を求められた場合に説明ができるようにすること。

(2) 基準以上の人員を配置した場合に算定可能となる加算

(1) 人員基準欠如と同様の取扱いとする。

ただし、夜勤職員配置加算及び当月から新規に取得する加算は除く。

2 施設サービス共通

(1) ユニット型施設における職員配置

~~新型コロナウイルス感染症に係る対応（子どもの世話のための休暇を含む）~~のため、当初予定していた勤務体制が維持できない場合は、ユニットを超えた職員配置を可能とする。

(2) 施設長(管理者)の直接処遇職員との兼務について（介護保険施設）

~~新型コロナウイルス感染症に係る対応（子どもの世話のための休暇を含む）~~のため、当初予定していた勤務体制が維持できず、やむを得ず施設長(管理者)が直接処遇職員の業務に従事せざるを得ない場合は、兼務を認める。

3 居宅サービス共通

管理者の直接処遇職員との兼務について（居宅サービス事業所）

~~新型コロナウイルス感染症に係る対応（子どもの世話のための休暇を含む）~~のため、当初予定していた勤務体制が維持できず、やむを得ず管理者が同一敷地内の併設事業所等（有料老人ホーム含む）の直接処遇職員の業務に従事せざるを得ない場合は、兼務を認める。